

Title	神戸における都市景観の組み立て
Author(s)	嶋田, 勝次
Citation	デザイン理論. 1994, 33, p. 86-87
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/52727
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

神戸における都市景観の組み立て

嶋田勝次／神戸大学

神戸市で都市景観に関する検討から神戸市都市景観条例が制定されたのが昭和53年10月であった。その前文で「ここに、わたしたち市民は、ともに力を合わせて神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、つくることにより、この愛する郷土を、市民ひとりひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものとすることを決意し、市民の総意に基づき、この条例を制定する。」力強くうたわれている。

神戸市の都市景観条例の制定につづいて、伊丹市・尼崎市・姫路市などがつづき、兵庫県条例は昭和60年に制定された。こうして全国的にも都市の新しい方向を位置付けられるものとなって定着したようである。

まず神戸の都市景観を考える原点は神戸の地形をベースとして、図-1に表わしているようなことで検討を進めて行った。すなわち遠景・中景・近景に対応するものがあるし、そのことと、土地利用とが重なり合っているため、市街地地区景観・都市軸景観に対して後背地域の自然地域景観が存在することを表わした。更に主体の視覚行為と景観構成要素について考えれば、大きくは広域的景観と都市的景観——市街地地区景観・都市軸景観と街区的景観などに整理出来て、もっと總括すれば、眺望型景観と環境型景観とに方向付けがされると、図-2に地域や地区の段階構成と景観構成要素、として整理している。

もっと都市景観全体について類型的にまとめたのが、図-3である。すなわち視点と見え方による類型と地域や地区の広がりによる類型をからめて、地域や地区の性格による類型に整理して、神戸市の都市景観マスターブ

ランにまとめあげられるとしたのである。この神戸市都市景観形成基本計画は昭和57年7月に策定された。この都市景観形成のための基本姿勢としては、都市景観の形成上、公的領域はもちろん、特に境界領域を豊かでゆとりある空間とすることである。また保全・育成・創造の3つの視点から、それぞれの景観特性に応じた整備手法を検討することとしている。そして、地域住民の主体的参加と相互協力が景観形成を円滑に進める基本である、としている。こうして市域の中でいくつかの地区を規制して景観を形成して行くこととなった。1.北野町山本通地地区、2.税関線沿道地区、3.旧居留地地区、4.神戸駅・大倉山地区、5.須磨・舞子海岸、6.岡本駅南地区、7.南京町地区、それぞれの地域地区の景観形成の基準が積み上げられて来た。この基準からどのように景観が実現して行き、いきいきした街に育って行くかが楽しみである。

もっと個々について考えて行けば、それぞれの境界領域についての課題が散在するのであり、その領域の固有の領域について、公的な領域と私的な領域についてきちんと区分して責任分担を明確にすることである。特にその半公的と半私的の領域について、きちんと責任を明らかにして、都市景観をよりよい方向に持って行くことが、より高いものに仕上げられるであろう。

その新しい第一歩として公共建築のデザインマニュアル「公共建築は街並みのコンダクター」という計画指針を作成して来ている。更にもっと新たな展開を考えて行くべきだとの思いは多い。とりあえず15点ほどアピール

しているが、次々と課題がふえて行くのである。

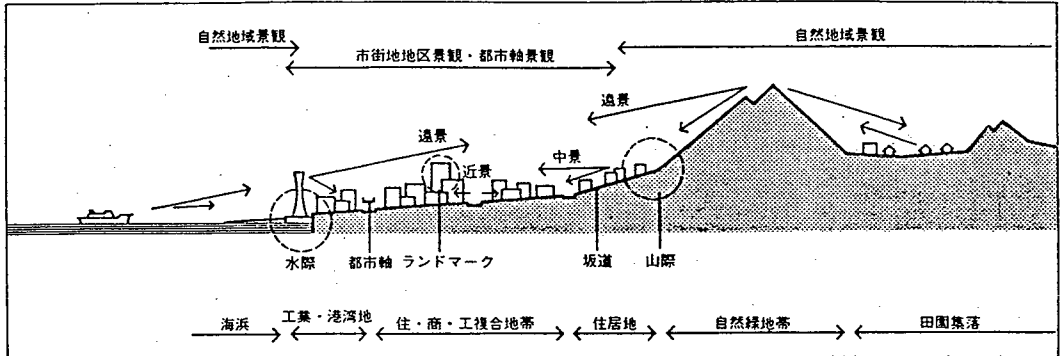


図1. 神戸市の地形特性と景観上の特色

	主体の視覚行為 (生活行動)	景 観 構 成 要 素					
		自然地形	オープン スペース	都 市 基 礎 設 施	道 路	敷 地 物	装 置
広 域 (大阪湾 阪神間)	空から眺める 山から眺める 海から眺める	自然地域景観	広域的景観	都市的景観	市街地地区景観	街区的景観	環境型景観
都 市 (神 戸)	車で走りながら見る						
地 域	屋上から見る	都市軸景観					
地 区	歩きながら見る						
街 区 (ストリート)							

図2. 地域や地区の段階構成と景観構成要素

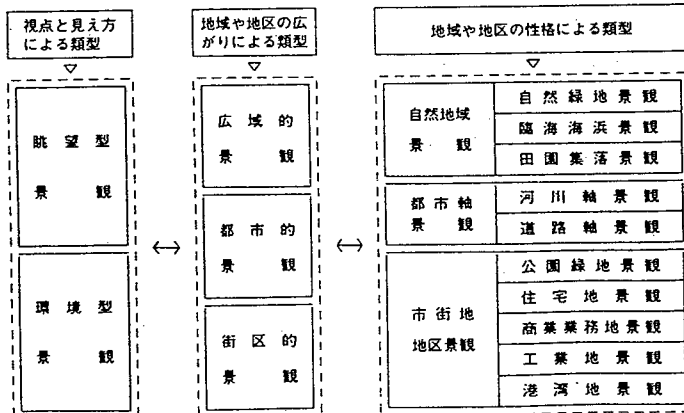
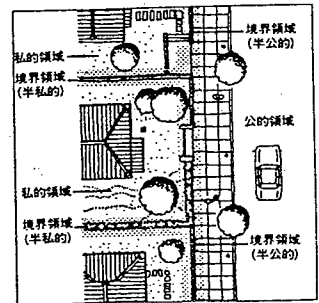
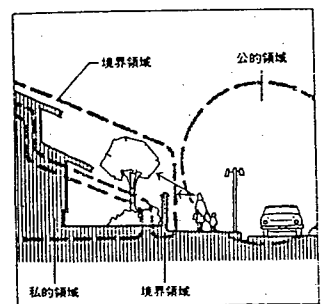


図3. 都市景観の類型



附. 都市空間の領域構成